

# エースパック未来中心 利用申込書

裏面記載事項に同意の上、太枠内に必要事項をご記入ください。本申込内容の審査が終了した時点で正式受付となりキャンセル料が発生いたします。

		申込日	年 月 日													
申込者 (請求先)	団体名 (個人は氏名)	代表者名														
	住所	〒 □□□□ - □□□□														
会場 責任者	氏名	連絡先	電話	— —												
	住所		FAX	— —												
			メール	@												
		書類 送付先	<input type="checkbox"/> 左記住所へ送付を希望する													
催物名称	(40字以内)			当日モニター表示												
利用目的	<input type="checkbox"/> コンサート発表会 <input type="checkbox"/> 大会集会 <input type="checkbox"/> 会議 <input type="checkbox"/> 研修セミナー <input type="checkbox"/> 営利販売 <input type="checkbox"/> リハーサル練習 <input type="checkbox"/> その他 ( )			<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない												
利用日	会場	準備開始	開場	開始												
年 月 日 ( )		:	:	:												
年 月 日 ( )		:	:	:												
年 月 日 ( )		:	:	:												
物品販売	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	参加対象	<input type="checkbox"/> 一般・外部 <input type="checkbox"/> 内部関係者のみ <input type="checkbox"/> その他 _____													
入場料金	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 (最高額: _____ 円)	来場予定人数	人	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない												
利用設備等 内 訳	<table border="1"> <tr> <td>マイク(ワイヤレス・ハンド型)</td> <td>本</td> <td>展示パネル</td> <td>枚</td> <td>移動式スクリーン</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>マイクスタンド(卓上型)</td> <td>本</td> <td>プロジェクター</td> <td>台</td> <td>ホワイトボード(追加用)</td> <td>台</td> </tr> </table>				マイク(ワイヤレス・ハンド型)	本	展示パネル	枚	移動式スクリーン	台	マイクスタンド(卓上型)	本	プロジェクター	台	ホワイトボード(追加用)	台
	マイク(ワイヤレス・ハンド型)	本	展示パネル	枚	移動式スクリーン	台										
マイクスタンド(卓上型)	本	プロジェクター	台	ホワイトボード(追加用)	台											
<input type="checkbox"/> 火気使用 <input type="checkbox"/> 避難口誘導灯消灯 <input type="checkbox"/> 機材持込 <input type="checkbox"/> 室内インターネット利用																
利用料 減免申請	<input type="checkbox"/> ①県内文化芸術団体の利用により減免を希望 (対象: ホール) <input type="checkbox"/> ②1ヶ月以内に文化活動での利用により減免を希望 (対象: リハーサル室・練習室) <input type="checkbox"/> ③障がい者・要介護者等の利用により減免を希望 (対象: 全施設) <input type="checkbox"/> ④学校文化行事により減免を希望 (対象: 全施設)			※①③には、別途、所定の概要書の提出が必要です。												

※ ご記入いただいた個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理いたします。  
 ※ 申込みに当たっては、鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例 (以下「条例」という。) 第8条の規定を遵守し、かつ、条例第7条第2項各号に該当する利用でないことを誓約することとします。(条例については裏面をご確認ください。)  
 ※ 条例第7条第2項第3号の該当の有無について必要に応じて鳥取県警察本部に照会することがあります。

**【提出先】エースパック未来中心施設利用課      電話: 0858-23-5390      FAX: 0858-47-0255**

(以下、施設側記入欄)

予約番号	
取扱種別	営利・非営利 / 前納・後納
備考	

館長	部長	課長	合議	受付

■鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例

(利用の許可)

第7条 倉吉未来中心を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 倉吉未来中心の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、倉吉未来中心の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、倉吉未来中心の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第8条 倉吉未来中心においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 倉吉未来中心の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、倉吉未来中心への入館を拒み、又は倉吉未来中心からの退去を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、倉吉未来中心の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

■個人情報の取り扱いについて

本件でお客様よりお預かりした個人情報は、利用者登録・ご利用内容のお問い合わせ・ご利用の打合せ・ご利用料金お支払いの依頼など、利用受付業務に限定し、利用させていただきます。

■ご利用の変更について

- ・利用期間、利用施設の変更は、1回のみ可能です。
- ・利用の変更に伴い、施設利用料金が増額となる場合は、差額をお支払いいただきます。
- ・減額となる場合は、差額料金の返金はいたしません、変更後の利用料金との差額は変更後の施設の設備利用料に充当いたします。

■利用料のお支払いとキャンセル料について

- ・ご利用当日、実際に使用された設備の料金が別途必要となります。
- ・利用申込後キャンセルをされる場合は、規定により以下のとおりキャンセル料金をいただきます。

取り止め理由	届出時期		料金の支払状況	利用料の 還付または請求額
	大ホール・小ホール 楽屋・楽屋事務室 スタッフルーム	左記以外の施設		
天災等で 利用ができない場合	当日まで		支払済	全額還付
			未納	請求の中止
利用者の ご都合による場合	ご利用日の 3ヶ月前まで	ご利用日の 1ヶ月前まで	支払済	70%を還付
			未納	30%を請求
	ご利用日の3ヶ月前 から1ヶ月前まで	ご利用日の1ヶ月前 から7日前まで	支払済	半額還付
			未納	半額請求
	上記の期間を経過しているとき		支払済	還付なし
		未納	全額請求	

ご利用に関する手続きにつきましては、倉吉未来中心ホームページでもご案内しております。または施設利用課へお問い合わせください。